

# 「コミュニティ・スクール」がはじまりました

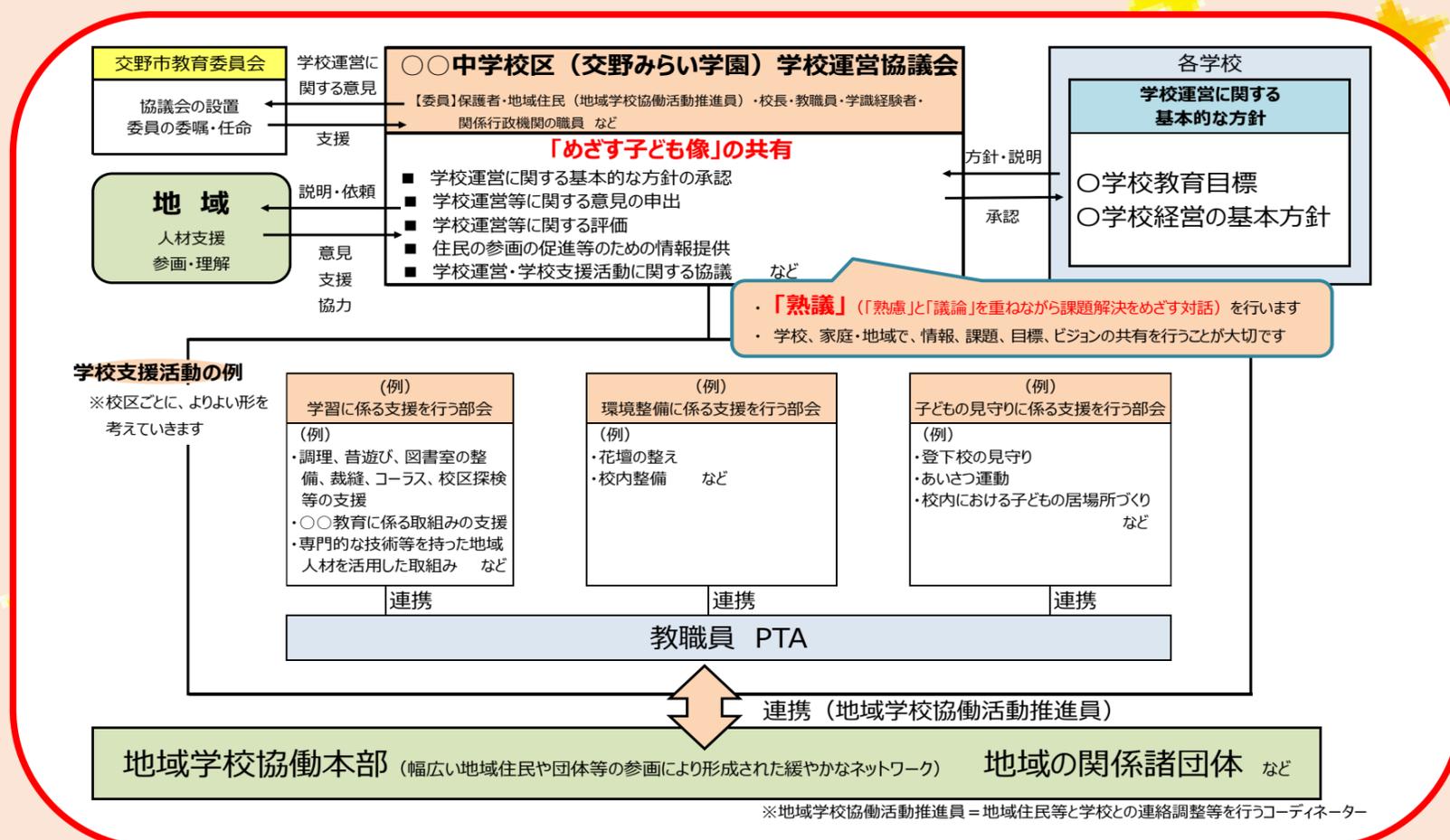
(学校運営協議会制度)

令和7年4月より、すべての中学校区・交野みらい学園校区において、**コミュニティ・スクール (CS)** がはじまりました。

コミュニティ・スクールとは、「**学校運営協議会**」を設置した学校のことです。

すでにスタートしている交野みらい学園校区の取組みを参考にしつつ、それぞれの中学校区の伝統や特色を生かしながら、学校、家庭・地域が力を合わせて学校運営に取り組み、さまざまな活動を通して地域の子どもたちをともに育てていきます。

## ★コミュニティ・スクールのしくみ



## ★「学校運営協議会」の役割とは...

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
  - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
  - 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること
- が、主な役割とされています。



## ★コミュニティ・スクールを導入すると...

- 💡 **コミュニティ・スクールによる成果認識**
  - ★ 学校と地域が情報を共有するようになった
  - ★ 特色ある学校づくりが進んだ
  - ★ 子どもの安全・安心な環境が確保された
  - ★ 地域と連携した取組みが組織的に行えるようになった
  - ★ 保護者・地域による学校支援活動が活発になった など
- 💡 **コミュニティ・スクールによる成果認識**
  - ★ 地域人材が活用されるようになった
  - ★ 学校への必要な支援が講じられた
  - ★ 学習指導の創意工夫が図られた
  - ★ 生徒指導の創意工夫が図られた
  - ★ 新たな教育活動の時間が生まれた など

文部科学省「コミュニティ・信頼の在り方等に関する検討会議「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ」～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現（令和4年3月14日）より

※地域学校協働活動推進員＝地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーター

# ★ コミュニティ・スクールに関するQ & A

(学校運営協議会制度)



コミュニティ・スクールってなんだろう??

**Q1 : 学校運営協議会の委員には、どのような人になるのですか。**

A1 : 保護者、地域住民、当該学校の運営に資する活動を行う者、当該学校の校長、当該学校の教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、教育委員会が適当と認める者の中から校長が推薦し、教育委員会が委嘱又は任命します。委員は、特別職の地方公務員の身分を有し、学校運営協議会は各中学校区20名以下の委員で構成されます。

**Q2 : 学校運営協議会の役割の中にある、「校長が作成する学校運営の基本方針」とは何ですか。**

A2 : 「校長が学校経営を行うにあたり毎年度定める『学校教育目標』及び『学校経営の基本方針』」です。

**Q3 : コミュニティ・スクールにおける学校運営の責任者は誰ですか。**

A3 : これまでどおり、校長です。

**Q4 : 学校運営について、学校運営協議会はどのようなことについて意見を述べる事ができるのですか。**

A4 : 学校経営の全体構想に関する事、教育課程の編成に関する事、学校の組織編成に関する事、学校の施設管理や施設設備等の整備に関する事について、校長に対して意見を述べる事ができます。

**Q5 : 「教職員の任用に関して意見を述べる事ができる」とは、どのような範囲のことですか。**

A5 : 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見や、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見を想定しています。

**Q6 : なぜ、交野市では学校ごとではなく、中学校区ごとに学校運営協議会を設置するのですか。**

A6 : 交野市が推進している9年間教育の観点から、各中学校区における「めざす子ども像」を学校・保護者・地域で共有し、子どもたちの9年間の学びや育ちについてともに考え、協働して支援行っていくためです。

**Q7 : 学校支援に関する既存の団体や取組みとの関係は、どうなるのですか。**

A7 : 学校は、これまでも様々な団体等により、子どもたちの見守りや学習等に係る支援を行っていただいています。学校運営協議会制度は、新たな取組みをゼロから始めるものではなく、こうした既存の団体や取組みとの関係を整理し、組織を整えることにより、学校、家庭・地域において、目標やビジョンを共有し、それらの達成に向けた主体的・能動的な取組み（活動）が可能となります。

**Q8 : 学校運営協議会は、年間を通じてどの程度開催しますか。**

A8 : 年間5回程度の開催を想定しています。また、学校運営協議会とは別に、年1回、市教育委員会が主催する、コミュニティ・スクールに関する研修を実施します。

**Q9 : 交野市立学校における、これまでのコミュニティ・スクールの導入の経緯を教えてください。**

A9 : 令和3年度に、年6回の「コミュニティ・スクール準備委員会」を開催し、学校運営協議会の設置に向けた協議が重ねられ、令和4年度、第一中学校区においてコミュニティ・スクールが導入されました。第二・第三・第四中学校区においても、第一中学校区の設置の経過と同様に、令和6年度に年4～5回のコミュニティ・スクール準備委員会を開催し、令和7年度4月の導入をむかえました。

**Q10 : 学校運営協議会とPTAとの違いは何ですか。**

A10 : P T Aは、学校及び家庭における教育の理解と振興や、児童・生徒の学校外における生活指導などの社会教育活動を目的とする社会教育団体として、学校と家庭・地域とをつなぐ役割を持ち、学校の教育活動に協力を行うものです。学校運営協議会は学校運営等について関与する一定の権限が付与されており、その役割、機能を異にするものです。P T Aの役員が学校運営協議会に委員として参画することなどを通じて、学校運営にP T Aの意向を反映したり、学校運営協議会がその活動にP T Aの協力を求めるなど、互いに補完し合いながら、学校、家庭・地域の連携をより一層密にすることが期待されます。

